

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第4回朝霞市都市計画審議会
開催日時	令和7年10月27日（月）午後2時00分から午後5時00分まで
開催場所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（手前）
出席者の職・氏名	<p>委員12名 須永会長、前田委員、大橋委員、田中委員、六平委員（鳴河代理）、田原委員、兼本委員、駒牧委員、田辺委員、高橋（邦）委員、寺川委員、松村委員</p> <p>臨時委員4名 大貫委員、鈴木委員、葭原委員、松尾委員</p> <p>事務局13名 松岡都市建設部長、村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長、塩味都市建設部次長兼開発建築課長、松下みどり公園課長、深澤道路整備課長、持田まちづくり推進課主幹兼課長補佐、石崎政策企画課政策企画係長、村岡まちづくり推進課都市計画係長、間淵みどり公園課みどり公園係主査、宮下まちづくり推進課都市計画係主任、伊藤みどり公園課みどり公園係主事、大里まちづくり推進課都市計画係主任、吉田まちづくり推進課都市計画係主事補</p>
欠席者の職・氏名	<p>欠席委員7名 高橋（隆）委員、六平委員、外山委員、渡辺委員、小嶋委員、神谷委員、森部委員</p>
議題	<p>1 議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 朝霞都市計画マスタープランの策定について ・議案第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定） <p>2 その他（報告事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について (経過報告)
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度第4回朝霞市都市計画審議会 次第 ・議案第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について 　　資料0 朝霞市都市計画マスタープランの構成における地域別構想の範囲 　　資料1－1 前回都市計画審議会の振り返りと対応 　　資料1－2 地域別構想の検討（1） 　　資料2 地域別構想の検討（2） 　　資料3 地域別構想の検討（2）<地域づくりの目標> 　　資料4－1 地域別構想等の検討を踏まえた全体構想への反映 　　資料4－2 これまでの都計審や地域別構想の検討を踏まえた全体構想の修正方針 　　参考資料1 朝霞市都市計画マスタープラン策定スケジュール 　　参考資料2 地域別カルテ ・議案第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定） ・報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）

会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間
	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法	委員全員による確認
傍聴者の数	0人
その他の必要事項	なし

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・大里まちづくり推進課都市計画係主事

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第4回朝霞市都市計画審議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

議事録作成のため、発言の際にはマイクをオンにしてから御発言いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、本日、朝霞市都市計画マスタープランの策定について審議する際に、臨時委員の皆様にも御参加いただきますので、御報告させていただきます。

なお、臨時委員の皆様におかれましては、御審議いただく議題は、議案第1号となります。議案第1号の審議が終わりましたら、席の移動をお願いいたします。

今回の出席委員でございますが、臨時委員を含めた総数22人中16人、臨時委員を除いた総数14人中12人でございますので、共に朝霞市都市計画審議会条例第6条に定める開催定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

六平委員、農業委員会会长の高橋委員、小嶋委員、渡辺委員、森部委員、神谷委員におかれましては、本日、所用のため欠席の御連絡を事前に頂いており、朝霞警察署交通課長の六平委員の代理で、鳴河様に代理出席いただいておりますので、御報告させていただきます。

なお、代理出席者につきましては、審議会の定足数に含めない、議決権を付与しないことを要綱で定めておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、審議会の開会に当たりまして、都市建設部長松岡から御挨拶申し上げます。

◎2 挨拶

○事務局・松岡都市建設部長

皆さん、こんにちは。朝霞市都市建設部長の松岡でございます。

本日は御多用の中、令和7年度第4回の都市計画審議会にお越しくださいまして誠にありがとうございます。また、平素より都市計画行政に御理解と御協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げたいと思います。

さて、本日の審議会でございますが、議案が2件と報告事項が1件でございます。

議案第1号は、「朝霞市都市計画マスタープランの策定について」、臨時委員の皆様の御参加の

下、地域別構想や各地域の将来像について御説明をさせていただきます。

議案第2号は、「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）」について、説明をさせていただきます。

報告事項は、「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）」、こちら1件の御報告とさせていただきます。

本日も大変ボリュームの多い内容とはなっておりますが、委員の皆様の慎重なる御審議と議事の円滑な進行に御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶させていただきます。

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局・大里まちづくり推進課都市計画係主事

都市計画審議会条例第5条に基づき、会議の進行は会長が行うこととされています。

つきましては、審議会の進行を須永会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○須永会長

では、審議に先立ちまして、一言申し上げたいと思います。

今回の都市計画審議会につきましては、事前に送付した資料に誤りがありまして、再度送付させていただいております。会長としてお詫びを申し上げます。

会長としては、このような事態が生じていることについて、資料の品質、それから管理体制に幾つか懸念を持っております。本日の審議会は、事務局の開催したいとの御判断を尊重し、開催されております。今回の再送付の件については、今回の件を一つの教訓として、今後の運営体制の中で確実に改善いただけることを期待しております。本日は、その前提の下で内容面での審議を進めさせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、審議に先立ちまして、本日の会議資料の確認を事務局からお願ひします。

○事務局・大里まちづくり推進課都市計画係主事

本日の会議資料について、確認させていただきます。

あらかじめ送付させていただきました資料が、審議会次第、1枚。議案資料といたしまして、議案第1号「朝霞市都市計画マスタープランの策定について」、議案第2号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）」、報告事項第1号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）」。

また、本日お手元にお配りいたしました資料として、議案第1号の資料1-1の差し替え、資料4-1の差し替え、参考資料2「地域別カルテ」、参考資料3を追加してございます。

なお、臨時委員の皆様には、議案第1号に関する資料のみ配付させていただいております。

おそろいでしようか。

確認は、以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

◎3 議題 議案第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について

○須永会長

それでは、次第に従いまして、会議を進めたいと思います。

本日の議案は、議案第1号「朝霞市都市計画マスタープランの策定について」、議案第2号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）」。

まず、二つの議案のうち一つ目です。議案第1号「朝霞市都市計画マスタープランの策定について」、事務局から御説明をお願いいたします。

村岡係長、お願いします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

「朝霞市都市計画マスタープランの策定について」、説明させていただきます。

資料の差し替えをお送りした件につきまして、大変申し訳ございませんでした。今後、このようなことがないように是正してまいります。

次に、本日机上に配付させていただいた資料につきまして、先ほど確認させていただいたのですが、資料1－1と資料4－1の5ページ目、A3判の「自然・環境」のページになります。それから、参考資料2の「地域別カルテ」と参考資料3を追加で配付させていただいております。

資料1－1につきましては、6ページ目と7ページ目に、府内検討委員会での意見と対応方針を追記しております。それまでの内容につきましては、修正してございません。

また、資料4－1の5ページ目、「自然・環境」のページになりますが、こちらにつきましては、策定中の「みどりの基本計画」の将来像図の案ができましたので、そちらに合わせて、みどりの拠点などの表現を修正させていただき、また、地形の「ひだ」を新たに表現したものになります。

それから、参考資料2の「地域別カルテ」につきましては、各地域に埼玉県警が公表しております情報を参考に、犯罪発生箇所の図面を追加してございます。

最後に、参考資料3につきましては、これまで審議会で頂いた意見の対応のうち、保留になっていた御意見への対応につきまして、現時点で対応方針が整理できたものを一覧にしたものでございます。頂いた意見につきましては、議事録を確認して整理しております、これ以外の御意見につきましては、まだ対応方針が固まっていないものや、素案として整理する際に留意する事項等が残

っておりますので、また次回の審議会で更新したものをお示しできるかと思っております。

当日配付となりまして大変申し訳ございませんが、参考資料としてお配りしておりますので、御不明点等ございましたら、後日で構いませんので、事務局まで御連絡いただければと思います。

それでは、説明に入させていただきます。

本日は、地域別構想の検討、それから地域づくりの目標、地域別構想の検討を踏まえた全体構想への反映につきまして、それぞれに分けながら説明をさせていただきます。

それでは、資料1－1を御覧ください。

8月の審議会で頂いた意見と対応方針についてですが、8月の審議会では、主に、地域別構想のうち、「安全・安心」「自然・環境」「快適な移動」についての審議を行っていただきました。地域別構想の説明の中で紹介できるものにつきましては、後ほど説明させていただきますが、それ以外の対応方針につきまして、省略しながらになってしまいますが御紹介いたします。

まず、資料1－1の1ページ目、上から3段目からになりますが、「取組の方針図について、現状・課題の方針図と同様に、要配慮者施設を載せてほしい」という御意見を頂いておりまして、御意見を踏まえて、方針図の方に要配慮者施設を追加いたしました。後ほど御確認いただければと思います。

それから次ですが、「南部地域の現況・課題として、住宅密集地が整理されているが、本町地区だけ特だしで整理されている理由はなにか。」という御意見を頂きました。県の基準から見ますと、住宅密集地に該当しないものの、実態として危険性が高いエリアと認識しております、「住宅密集地等」として、凡例を変更しまして、ほかの地域とまとめた表現にしております。

次に、一つ飛ばしまして下から4段目になりますが、「犯罪の件数や町内会の加入率を示した方が良いのではないか。」という御意見を頂いております。本日お配りした地域別カルテの方に、犯罪発生箇所の図面を追加してございます。町内会の方につきましては、市の方で、市全体の加入率のみの集計の情報しかありませんでしたので、今回掲載は見送らせていただいております。参考としまして、市内の町内会の加入率は、34.5%ということでございました。

次の段になりますが、「事故データであれば確認できるので参考にしてもらいたい。」という御意見を頂いておりまして、地域別カルテに埼玉県警が公表する「事件・事故マップ」というものをベースに交通事故の発生箇所図を整理しております。

次の段ですが、防災倉庫や避難訓練についての御意見を頂いておりまして、こちらにつきましては、個別の計画による取組を進めてまいりたいと思っております。

次に、2ページを御覧ください。

「朝霞調節池の位置づけはどうなっているのか。」という御意見を頂きまして、新河岸川の洪水に

よる浸水被害を防止するための施設であります、今後、国や県との連携を進めていく中で調整をしてまいりたいと思っております。

次の段ですが、「浸水対策に対する国や県との連携を記載してほしい。」という御意見を頂いております。詳細につきましては、個別計画で対応してまいりたいと思っておりますが、国や県と連携した流域治水の推進につきまして、取組に記載をしております。

次の、上から3段目ですが、「河川に流せる水の量をどうするのか。」という御意見を頂いております。地域別の取組の中に、「水害リスクの低減に向けた雨水・排水対策などを含め、総合的かつ中長期的な治水対策の検討（国や県と連携した流域治水の推進等）」というものを掲載しております、そちらに含まれるものとして整理を進めております。

次の段です。「「自然・環境」について」になりますが、「各地域の取組内容をみると、現状分析より反映された取組が見当たらない。」と御意見を頂いておりまして、御意見を踏まえて、改めて中身を精査させていただいて、全体構想での検討の中で網羅できているということを改めて確認させていただいたところです。

次に、下から5段目でございます。5段目と下から2段目は共通になりますが、公園のお話を頂いておりまして、「どの基準の公園をどのくらい担保するという目標なのか。」という御意見ですか、下から2段目につきましては、「「みどりの拠点」と「みどりの軸」の違いが分かりづらい。」という御意見を頂いております。こちらにつきましては、「みどりの基本計画」の策定と合わせて修正を進めてまいりたいと思っております。

次、下から4段目の西部地域の御意見になりますが、「「黒目川周辺の景観づくり重点地区の指定」について、他の計画と連動して取組を進めるのか。」という御意見を頂いております。景観づくり重点地区につきましては、景観計画の方で指定をしまして、指定後は、関係部署、関係する計画と連携して取組を進めてまいります。

次に3ページを御覧ください。

上から4段目になりますが、「川越街道の歴史の観点は計画はあるのか。」という御意見を頂きました。担当部署に確認したところ、個別計画としては持っておりませんが、指定文化財の保護管理に主眼を置いた事業として実施を進めているところでございます。

それから、「快適な移動」につきまして、3ページ下から2段目を御覧ください。

「東部地域では「通学路や危険な交差点等における交通安全対策の検討」が「現行計画からの継続する取組」として記載されているが、現状も危険な通学路が存在する。」という御意見を頂きました。通学路や危険な交差点等における交通安全対策を進めているところではありますが、危険な箇所が残されていることは認識しております、今後も継続して取組を推進していくこととして取組

を掲載させていただきたいと思っております。

それから、3ページの一番下になりますが、「西部地域のまちづくりサロンで交通手段に関する議論が活発に行われたが、具体性のない記載になっているのが残念である。」という御意見を頂きました。移動に必要な交通安全対策、歩行者空間の確保などのハード整備に関する取組を進めるとともに、取組として記載しているもの以外の多様な移動手段の確保に関する取組につきましては、個別計画において対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、4ページを御覧ください。

4ページ一番上の段になりますが、地域別カルテにおいて、「標題が「市道事故」となっているがっているか。」という御意見を頂きました。市道に限らず、交通事故の実態を整理しているため、お配りしている地域別カルテにおいては、標題の見直しをしております。

次に、上から4段目、「ゾーン30でなく、もっと速度制限を厳しくした規制をした方が良いのではないか。」と御意見を頂いております。今後、埼玉県警等々と連携して対応を検討することとさせていただき、記載につきましては、このままとさせていただきたいと考えております。

次に5段目、次の段ですね。「私道への対応はどうするのか。」との御意見を頂いております。「既存道路の改良」の中で包含しているものとしておりまして、既存道路の適切な管理に私道も含めた検討を行ってまいります。

次、6段目になりますが、「緊急輸送道路の扱いはどのようにになっているのか。」と御意見を頂いております。本日お配りしている地域別カルテにおきまして、県指定と市指定を分けて記載しておりますので、少し小さくて見づらいのですが、参考に御覧いただければと思っております。

次に、上から7段目、「交通安全はPTAとの絡みがあるのでは。関係部局と連携し載せられると良い。」という御意見を頂いております。通学路の安全対策としましては、全体構想の取組に位置付けているため、引き続き関係者、関係部局と連携を進めていくこととさせていただきたいと思います。

次に、「自転車ネットワークの不連続について、県道という書き方になっているが、県が実施することなのか。また内間木地域と西部地域では自転車ネットワークに関する記載がないが盛り込まないのか。」と御意見を頂いております。全体構想の方で「道路の拡幅や自転車専用レーンの導入による連続した歩行、歩行空間や自転車走行空間の確保」を取組の例として記載しており、関係者と連携しながら、どのようにネットワーク連続性を確保するのか明確になるように、調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、「宮戸線が危ないと感じている。」という御意見を頂いております。こちらにつきましては、引き続き通学路や危険な交差点等における交通安全対策を検討しながら、「現行計画から見直し

た取組」として掲載している連続した歩道のネットワークの形成、ゾーン30プラスの指定の検討を関係機関と連携しながら進めてまいります。

一番下になりますが、「その他」の御意見になります。

「検討のテーマの「土台」について、「安全・安心」の下に「自然環境」があると思う。本編でも「土台」と「価値」という表現をするのか。土台から話すのであれば、その説明を加えた方が良い。」という御意見を頂きました。検討テーマの「土台」について、「安全・安心」と「自然・環境」はどちらも土台として上下関係はないものとして捉えております。本編においても、テーマにおける「土台」と「価値」の考え方を示していくことを考えておりますので、説明を加えながら表現していきたいと考えております。

次に、5ページを御覧ください。

一番上の段になりますが、「区域区分や用途地域の混在に関する課題の議論をしていない」という御意見を頂いておりまして、今後お示しする5章を予定しております、「計画の推進について」につきましては、実施できしたこと、できなかつたことを整理した上で、どのように推進するのかを検討してまいりたいと考えております。

次の段になりますが、五つの地域別構想の説明の中で、五つの地域の特徴を整理していますが、「もう少し地域の特徴を捉えた整理をしてもらいたい。」という御意見を頂いております。御意見を踏まえまして、地域の特徴整理を更新しました。

その次の段になりますが、地域別の取組につきまして、「新規又は見直しをする取組」について、新規と見直しのどちらに該当するのか、違いを明示してほしい。」という御意見がありまして、本日お配りした資料では、御意見を踏まえて取組の表現を見直ししております。これについては、後ほど説明させていただきます。

二つ飛ばしまして上から6段目になりますが、「各地域の境界を強調しているが、図の内容が見えづらい」など、図面の見やすさについてその他の意見を頂いておりまして、本日お配りした資料では、御意見を踏まえまして図面の更新をしております。

それから一つ飛ばしまして、上から8段目、下から5段目になりますが、「取組内容をどこの課が担当するのか、20年間で対応できるボリュームなのか確認すべき。」という御意見を頂いております。所管の部署や関連計画、それから事務事業について、ただいま府内調整を図って整理を進めているところでございます。

次に、下から3段目になりますが、地域別カルテにつきまして、「北部地域の地図の向きがわかりにくい。」という御意見を頂いておりまして、北部地域のカルテにおいて、できるだけ大きく図面を表現することに重きを置いておりまして、横向きの表現とさせていただいております。その他の地

域につきましては、A3判、縦使いで表現しているのですが、どうしても北部地域の形の関係で、縦にしてしまうと図を小さくせざるを得ないというところでして、本日お配りしたものにつきましては、横向きのものとさせていただいております。地域別カルテにつきましては、このような表現にさせていただいているのですが、本編の整理については分かりやすい表現に工夫したいと考えております。

次に、6ページを御覧ください。

上から2段目になりますが、使っているデータは最新が令和2年度ということだが、「どこかの時点で最新のものに変更できるようにすること。」という御意見を頂いておりまして、素案の段階におきましては、できる限り最新のものになるように調整をしてまいりたいと思います。

次の御意見、6ページの一番下になりますが、府内検討委員会での意見と対応方針になります。

事業の進捗管理をどのように行うのかという御意見を頂きまして、計画策定後の話になりますが、各取組に対する所管課を明確にしまして、継続的に施策や事業等を管理できるようにしておきたいと考えております。

それから、取組の進捗管理につきましては、総合計画と連携して行うことを想定しております。また、年に一度、市民の方にアンケートを取っているのですが、「市民満足度アンケート」というアンケートですけれども、こちらを活用することも検討しているところでございます。

資料1-1についての説明は、以上になります。

次に、資料1-2を御覧ください。

前回審議会で頂いた御意見を参考に、前回お示しした3テーマの地域別構想を修正しましたので説明させていただきます。

資料1-2の4ページを御覧ください。

交通安全につきまして、「快適な移動」に記載して「安全・安心」の方に記載しないのかという御意見を頂きまして、分かりやすさの観点から、こちらに赤字で※として「交通安全対策については、テーマ「快適な移動」と連携した取組を推進」ということを記載させていただきました。

次に、7ページを御覧ください。

冠水により移動が制限されたことがあったため、既存道路の改良について取組に加えるべきという御意見を頂きまして、7ページの左下の「ウ」の取組、それからページ右側の「エ・オ」と書いてある取組の中に、「既存道路の改良」というのを加えております。

次に、13ページを御覧ください。

西部地域におきまして、狭い道路の改善についても取組に加えるべきではないかとの御意見を頂きまして、ページ左上の「ア」の取組に、狭い道路の改善と防火対策のほか、私道も含めた道

路整備という記載に含まれるものとして、御理解いただければと思っております。

次に、「自然・環境」につきまして、21ページを御覧ください。

前回まで掲載していました新河岸川の親水化や、254バイパス沿道の緑化という表現は改めるべきではないかと御意見を頂きまして、ページ左、中段になりますが、「・」の取組で「国道254号バイパス沿道における維持管理を含めた緑化等」としまして、ページ右側の「カ」の一番下の取組ですね、「新河岸川の活用に向けた関係団体との連携・保全に向けた適正な維持管理」という表現をさせていただいております。

次に、23ページを御覧ください。

北部地域におきまして、民間による公園も多いという御意見を頂きまして、民間の公園も含めて図の方に表現をしておりますとともに、現状と課題にありました「公園が少ない」という項目を一旦削除させていただいております。

次に、27ページを御覧ください。

桜並木周辺でごみの放棄や騒音問題があると御意見を頂きまして、ページ右側のオレンジ色の枠の取組「才」の下段の方になりますが、「市民との協働による桜並木周辺の適切な維持管理」とさせていただきました。これにつきましては、担当部署とも情報共有を図ってまいりたいと思っております。

次に、28ページを御覧ください。

南部地域の課題の記載、元々なかったのですが、それでいいのかという御意見を頂きまして、策定中の「みどりの基本計画」におきまして、自然が基地跡地周辺にまとまっているという分析を参考に、課題としまして「緑地の分布の偏り」というのを追加で記載しております。

次に、「快適な移動」につきまして、37ページを御覧ください。

北部地域だけではないのですが、一例として、こちら北部地域で御説明させていただきます。ゾーン30などのエリアを広く設定されたいという御意見を頂きまして、「イ」の取組に含まれると考えておりますが、一番最後に「(ゾーン30の指定等)」という括弧書きを追記しております。

次に、43ページを御覧ください。

南部地域の中の南西部から通学する方がいらっしゃって、交通安全対策が不足している箇所であると御指摘を頂いております。取組の内容としましては、南部地域全体で「ア」に記載しております通学路における交通安全対策やゾーン30などの検討を進め、全体構想の中にも取組としまして、市全域を対象に交通安全対策、ゾーン30の検討を記載しておりますので、全域を対象に進めてまいりたいと考えております。

これで、資料1－2の説明は以上になります。

次に、資料2を御覧ください。

資料2では、地域別構想のうち、「にぎわい・活力」「らしい暮らし」について説明させていただきます。

5ページを御覧ください。

「にぎわい・活力」「らしい暮らし」につきましては関わりが強いため、本計画では、取組の対象の違いを基に書き分けを行っております。

「にぎわい・活力」につきまして、「対象」は商業、工業、物流、観光等を含めた「産業」。それから「来訪者」としております。「取組のイメージ」としましては、産業の活性化やウォーカブルな空間の整備と活用、産業の誘致・育成、地域経済の活性化などを挙げております。

「らしい暮らし」につきましては、「市民の暮らし」や「朝霞に通勤・通学してくる方（日常的に朝霞にいる方）」を対象にしております。また、「取組のイメージ」としましては、「選択できる住環境づくり」「暮らしの質を高める」「多様な方々と交流できる場」「居心地よく過ごせる場づくり」「自分らしく活躍できる機会づくり」を例として挙げております。

次に、「にぎわい・活力」の地域別構想について説明させていただきますので、10ページを御覧ください。

後ほど全体構想の方でも説明させていただきますが、全体構想における「方針の実現に向けた取組」につきまして、以前見ていただいたものから青字の部分を修正しております。産業誘致と育成の観点で一つの柱としていたのですが、新たに「地域資源を生かして活力を創出する」の柱を設け、⑥として「立地特性を生かした戦略的な産業の誘致・育成」を設けまして、⑦として「自然環境や歴史・文化資源を生かしたにぎわいづくり」、それから⑧として「潜在するポテンシャルを活用した地域経済の活性化」の整理しております。

次に、11ページを御覧ください。

「にぎわい・活力」に関する各地域の特徴を、簡単になってしまいますが紹介いたします。

内間木地域では、国道254号バイパス沿道土地利用の促進や、丸沼芸術の森や朝霞水門などの地域資源によるにぎわい・活力の創出が期待される一方、課題として店舗が少ないことを挙げております。

北部地域では、北朝霞・朝霞台駅を中心とした商業地が形成されており、朝霞台駅舎の建て替えに合わせたにぎわい空間の創出が期待されています。こちらは、西部地域と共通になっております。また、浄水場によりまちが分断されていることを課題としております。

東部地域では、朝霞駅を中心とした商業地が形成されている。地区内には、カインズや東洋大学等が立地していることや、国道254号バイパスの整備と併せた沿道土地利用の促進による産業用

地の創出が期待されるということを挙げております。

西部地域では、朝霞台駅舎の建て替えに合わせたにぎわい空間の創出が期待されること、工場や企業が立地していることを挙げ、課題としましては、商店街の減少や活動の衰退を挙げております。

南部地域では、朝霞駅を中心とした商業地が形成されており、駅周辺や商店街、シンボルロード、朝霞の森等を活用したイベントを実施しています。また、こちらも駅から離れた商店街の店舗の減少を課題としております。

次のページから、地域の取組について説明させていただきます。

まず、13ページを御覧ください。

13ページ左下の「取組の根拠の凡例」になりますが、取組のページにおきまして、黒枠で記載しているのは、「現行計画から継続する取組」、オレンジの枠で記載しているのは、この計画から「新規に追加した取組」、水色につきましては、「現行計画から見直した取組」を示しております。今回は、時間の都合によりまして、前回同様オレンジの枠の取組を中心に説明させていただきます。

12ページにお戻りください。

内間木地域では、「現状・課題」としまして、来街者を丸沼芸術の森や朝霞調節池、朝霞水門などに呼び込む地域資源が点在していること、国道254号バイパスの整備が進められ、整備と併せて沿道開発により、産業用地として活用が期待されていることを挙げております。

これに対して、13ページの「取組」として、「【ア】荒川河川敷や朝霞水門、朝霞調節池、丸沼芸術の森等の地域資源を活かしたにぎわいづくりの推進」「【ウ】内間木公園周辺における、広域幹線道路沿道の特性を活かした土地利用の推進」などを挙げております。

次に、14ページ、北部地域を御覧ください。

北部地域では、「現状・課題」としまして、黒目川を含め、駅周辺の公共空間が効果的に活用されていないこと、浄水場によって地域が分断されていること、駅周辺は交通の利便性が高く、店舗や医療施設などの都市機能が一定程度集積していることなどを挙げております。

これに対して、15ページの「取組」としまして、「【ウ】北朝霞駅西口ロータリーの広場化整備」、それから「【ウ】朝霞台駅舎建て替えに合わせたにぎわい空間の創出」、「【エ】地域資源（黒目川や浄水場、北朝霞公園等）を活かしたイベントの実施等官民連携でまちづくりの推進」、この取組につきましては、駅に面する地域全てに入っておりますが。「【オ】駅周辺におけるバリアフリーやユニバーサルデザインにも配慮した交通結節機能強化や、人中心のウォーカブルな空間の確保」などを挙げております。

次に、16ページ東部地域を御覧ください。

東部地域では、「現状・課題」としまして、朝霞駅周辺の空き地等を活用したにぎわい創出のポテンシャルがあることや、市街化調整区域である黒目川沿川には、医療施設や大学、公共施設などが立地しており、国道254号バイパス周辺では、土地利用の可能性を有していることを挙げております。国道254号バイパスの整備を見据え、工業系土地利用を図るため、用途地域や地区計画が定められていることも挙げております。

これに対しまして、17ページの「取組」としまして、「【イ】駅周辺における空き地や空き店舗などを活用した都市機能の充実を図るとともに、建物1階部分のオープン化により歩いて楽しい空間の形成」「【エ】地域内に立地する企業や教育施設等との連携・協働による地域経済の活性化の実現」と「【エ】国道254号バイパス沿道の活性化に向けた検討（市街化編入など）」「【オ】広域幹線道路沿道の特性を生かした産業用地の創出」などを挙げております。

次に、18ページの西部地域を御覧ください。

西部地域では、「現状・課題」としまして、工業系用途地域における住工混在や企業が多く立地していること、農地や斜面林、黒目川などの地域資源を有していること、駅周辺の公共空間が効果的に活用されていないことなどを挙げております。

これに対する19ページの「取組」としまして、「【イ・ウ】泉州、膝折町地区に立地する企業との連携・協働による双方に配慮した空間形成や地域経済の活性化の実現」「【エ】地域の資源（農地や黒目川、斜面林等）を生かしたイベント等の実施」「【カ】駅周辺の公共空間を活用したイベントの実施や黒目川周辺のイベントとの連携」と「【カ】朝霞台駅舎建て替えに合わせたにぎわい空間の創出」を挙げております。

次に20ページ、南部地域を御覧ください。

南部地域では、「現状・課題」としまして、基地跡地があること、歴史的・文化的資源が存在すること、工業系用途地域における住工混在を挙げております。

これに対する21ページの「取組」としまして、「【イ】基地跡地周辺における朝霞駅周辺と一体的にぎわいや活力の創出に向けた官民連携の取組の推進」「【ウ】膝折町や溝沼など地域資源（宿場町の歴史や坂が多い地形等）を生かした空間づくり」「【エ】膝折町や栄町などに立地する企業との連携・協働による双方に配慮した空間形成や地域経済の活性化の実現」などを挙げております。

次に、「私らしい暮らし」につきまして、24ページを御覧ください。

こちらも全体構想の方でも説明させていただきますが、これまでの御意見や地域別構想の取組などを参考に、方針や全体構想の取組の整理を修正しております。大きくは、今見え消しになつておますが、旧②を現③に統合しまして、交通関係の取組は「快適な移動」で対応することとしてお

ります。

次に、25ページを御覧ください。

各地域の簡単な特徴ですが、内間木地域では、国道254号バイパスの整備と併せて、地域の活性化に資する沿道土地利用が期待されていること。みずとみどりに恵まれた地域であるが、公共施設が少ないことを挙げております。

北部地域では、地区計画により商業・業務環境が形成していること、農地や斜面林が残されていくこと、浄水場が地域に開かれていないこと、住宅密集地があることなどを挙げております。

東部地域では、朝霞駅周辺には生活に必要な機能が充実している一方、農地や斜面林が残されていること、市街化調整区域には大学や病院等が立地し、国道254号バイパス沿道では土地利用が期待されていることなどを挙げております。

西部地域では、駅周辺で地区計画により商業・業務環境を形成していること、農地や斜面林が残されていることなどを挙げております。

南部地域では、朝霞駅周辺や基地跡地周辺の公共施設を活用したイベントが実施されていることなどを挙げております。

ここから、取組について説明させていただきます。

26ページ、内間木地域を御覧ください。

内間木地域では、「現状・課題」としまして、自然資源が豊かであり、市街化の抑制により農地や緑が多く残されている一方で、資材置き場や残土置き場による周辺環境の悪化が懸念されていることを挙げております。

これに対する「取組」としまして、27ページを御覧ください。

取組としまして、「【エ】荒川河川敷や朝霞調節池、朝霞水門周辺等を憩いを生む空間としての利活用」、同じく「【エ】憩いと交流を生む内間木公園の拡張整備」「【オ】市街化調整区域での無秩序な開発抑制」などを掲載しております。

次に、28ページの北部地域を御覧ください。

北部地域では、「現状・課題」としまして、東京都朝霞浄水場が立地しているが、地域に開かれた空間ではなく地域の分断要因となっていることや、駅周辺では公園や黒目川などの公共空間があるものの、効果的に活用されておらず、駅から黒目川を目的地とする人は少ないとなど挙げております。

これに対する「取組」としまして、29ページを御覧ください。

「【エ】地域に開かれた東京都朝霞浄水場に向けた検討（東京都との連携）」「【オ】北朝霞駅西口ロータリーの広場化整備」「【キ】自然環境と調和した住環境の維持・向上」。「・」の取組としまし

て、「鉄道高架下空間の利活用」を挙げております。

次に、30ページの東部地域を御覧ください。

東部地域では、「現状・課題」としまして、市街化調整区域には資材置き場や残土置き場も多く、周辺環境の改善などが課題であることなどを挙げております。

これに対して、31ページの「取組」では、「【オ】市街化調整区域での無秩序な開発抑制」、「・」の取組としまして、「商業施設等の地域生活サービスを支える地域型都市機能の充実」を挙げております。

次に、32ページの西部地域を御覧ください。

西部地域の「現状・課題」としまして、他地域に比べ公園を含めた公共施設が少ないなどを挙げております。

これに対して、33ページの方の「取組」では、「【イ】空き店舗や空き家を地域の交流の場として活用」「【イ】世代間の交流を促す居場所の整備」を挙げております。

次に、34ページの南部地域を御覧ください。

南部地域の「現状・課題」としまして、基地跡地をはじめ、公園が多く分布していることや、駅周辺では公共空間を活用したイベントが開催されていることなどを挙げております。

これに対して、35ページの取組では、「【ア】基地跡地利用計画、基地跡地地区地区計画に基づく施設整備及び土地利用の推進」「【エ】オープンスペースの創出に向けた整備と、空間を活用したイベントの実施」や「【エ】シンボルロードの歩行者利便増進道路指定による道路空間の利活用」などを挙げております。

すいません長くなりましたが、地域別構想の説明は以上となります。

一旦こちらで説明を切らせていただきます。

○須永会長

御説明ありがとうございました。

ただいまのところまで、一旦資料の説明が終わったということですので、審議に入りたいと思います。ここまで説明について、委員の皆様から、何か御意見等はございますでしょうか。

鈴木委員からお願いします。

○鈴木臨時委員

説明ありがとうございます。

ちょっと今から言うのは、大変申し訳ないのですが、資料1-2、前回の審議で終わったものを見てですね、いろいろ反映していただいたわけなのですが、その上でもう一度言いたいことがあります、資料1-2の5ページを見て、ちょっとこの5ページについては、2点言いたいことがあります

ります。

一つは、まず、朝霞水門、朝霞調節地が整備されているかということですね、こちらが「良いところ」に分類して書いてありますが、これは確か、前回の審議の中で大貫委員に御指摘いただいたのですが、これは内水の上昇について実は役に立っていないと。荒川があふれてしまいそうなときに、それを逆に防ぐというところで、朝霞にとっては、どちらかと言えばマイナス的な要素を含んでいるようなものだというような、そんな内容のことを頂いているんですよ。それを「○」で書いてあるというのが、非常に違和感があるというのが一つあります、それが一点。

それを踏まえて、この5ページを見ると、朝霞は、安全・安心の上では、とても悪い場所ですと。全部▲なんだと。そう見えてしまうというのは、とても資料を見た人にとって、何か気になってしまふなど。内容についてどうこうというのではなく、資料のまとめ方というところで、ちょっとそこを御配慮いただきたいなと思いました。

同様なことがありますね、19ページかな。「自然・環境」の方は、今度は全く逆なんですよ。朝霞は自然環境では、改善すべきことはほとんどないですというふうに見えてしまう。とは言いながら、個別のところではそれなりにいろいろな展開をしているものですから、ちょっとそれはミスリードになってしまうと思うものですから、そのところをもう一度御検討いただければなと思います。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

ただいまの御意見について、事務局いかがでしょうか。

どうぞ。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

御指摘ありがとうございます。

まだこれから出来上がる計画ですので、今のミスリードというところは、市にとってもちょっとマイナス的なイメージも出てきてしまうと思いますので、御指摘いただいたように、地域別の各地域には、それぞれ良いところ、悪いところ、分散してあって、それについての取組ということがありますので、その地域の特徴や違いが表現できるようなもので、バランスというのも無理して見付けるということではないんですが、ちょっとバランスの方を考えて、なるべくミスリードにならないような、ちょっと表現は整えて、次回お示しできたらと思います。

○須永会長

鈴木委員、今の御回答でよろしいでしょうか。

○鈴木臨時委員

ミスリード的なことはいいのですが、私が言うことなのか、水門の見解というのはどうなるのでしょうか。今後もこれは、水門があることはとても良いことというように展開していくんですか。それとも実は、私の解釈では、前回の情報の中で役に立っていないというのが非常に頭の中に入ってきたんですけども。

○須永会長

どうぞ。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

実は、朝霞水門は、荒川と内水のバランスを見て、荒川が低いときは、黒目川の水、新河岸川の水をいち早く流すために必要な水門。逆に、荒川が上がってしまうと、閉めないと今度は朝霞市内の方に水が逆流してしまうといった意味で、国の方と協定を結んでいまして、市の方で水位を見ながら上げ下げを今している状況です。

黒目川の水が、最近ゲリラ豪雨がひどくて、西東京とか西部の方で雨が降ると、黒目川の水位がすぐ上がってきてしまって、そのまま放っておくと、朝霞市の内水では、黒目川に水が出せませんので、黒目川は、自然に水が流れるような樋管になっていまして、川の水位が上がるとフラップゲートが閉まってしまう。そうすると、内水が上がってしまう。なので、黒目川の水も早く流したいといった意味では、朝霞水門が直接的に内水の水に影響しているかというと、朝霞水門の操作によって内水の被害も抑えられるということで、全て悪い状況に行っているわけではないということがありまして、その辺は技術的な話もございますので、今日この場でちょっと御説明させていただいたということになります。

○須永会長

よろしいでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

今日の部分は、資料2の方がメインなのかもしれないですが、頂いた修正のこの1のところに関連してですが、やはり、ちょっと忘れていた部分も含めてお伺いしておきたいのですが、今の方の質問にもちょっと絡む、例えば19ページの「自然・環境」の取組で「○」が多い、良いところが多いという。いわゆる自然が失われたとか、あるいは、環境の側面で言ったときに、内間木は特に田島辺りも含めてですけれども、産業廃棄物の処理場が、かつてはかなり活発に活動していたとか、それに絡んで大地、地下にはいろんなものが過去には見付かっていますし、今も掘れば出てく

る可能性があるという、いわゆる負の遺産に対してどうしていくのかというのは、やはりどこかで触れておいた方がいいのかなというのが、いわゆる自然の再生だとかという視点ですね。

それから公園に関しては、内間木公園を強調されていますが、浜崎の公園構想というものが元々あって、それに関してはどうしていくのかというのをもう少し明確にしていただけないかなと。かなり、一般論で公園のことをやるものもそうでしょうけれども、地域別ということになったときは、やっぱり浜崎はわくわくどーむ周辺の状況に関してどうするかという方針なり、まとまっていないのかもしれませんけども、ちょっとお伺いしておきたいなど。

それから、いっぱい言っちゃっていいですか。

○須永会長

はい。

○田辺委員

道路、移動だとかという部分になりますけれども、都市計画道路で見直しの話は、この都市計画審議会でも、かつて随分やったはやったんですけど、結局、まだ生き残っているというか、そのまま残ってしまっているものがあって、それに関しては、この地域の中にもその位置付けがまたされているんですけど、実際、例えば岡通線だとか、あるいは、西部でいうと中央通線だとか下ノ原通線だとかそういうものも、ページで行くと41ページになりますが、黒目川通線に関してもそうですけど、中央通線、下ノ原通線という部分に関して、この矢印でありますけれども、いわゆる下ノ原通線というのは、いったいどこをどう今後やるということなのか。ちょっとこの表現だと、今もう既に、いわゆる保谷志木線に関しては、これはそのままあるので、それをどうするという話なのかということがちょっと分かりにくいし、あと、43ページの例えばひざおり通り、左側の「イ」の「まちなかベンチ」がここに急に検討という形で入っていますが、これは全体、いわゆるウォーカブル、何やら「ウォーカブル」という表現を少し改めて「人にやさしい」という表現に変えられますけれども、どちらにしても、歩行者優先の中にベンチの設置というのは、別にここに限らず配置していくという方向ではないのかなと思うので、ここだけを特出しで載せるのはどうかなということがあります。

それから、私はですけど、もう少し学校周辺の道路だとか、保育園周辺の道路とか、大学だとか高校だとか、そこら辺のもう少し特出して、いわゆる通学路の話だけではなく、特出してもう少しシンボル的に、そこをメインに何かするとか。あるいは、ホンダがあったり新電元があったりという、そういう企業に対して、もう少し配慮するとか。先ほど言った、大学で言ったら東洋大学の学生にもう少し配慮するとか、そういう部分もどこかに入れていただけないかなと。どこにというと、ちょっと今日は申し訳ないですけど、このテーマ別だと入れにくいくらいかね、テーマ別にな

ってしまうとそういう部分が非常に入れにくいので、全く別に特出しでやっていただきか、あるいは、この中にどこか無理やり入れ込んでいただきか、そういうことをちょっと考えていただきたいなと思います。

○須永会長

ありがとうございます。

ただいまの質問、大きく5点だと思いますが、事務局の方から御回答お願いします。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

5点のうち、まず1点目の19ページになりますが、19ページで負の遺産的なものですね、自然が失われてきたこととか、そういった自然再生のことについて、確かに、鈴木委員の御指摘を受けたとおり、ここは「〇」のところが多くてですね、改善すべき課題、そして、先ほどの課題の一つとしては、私どもも認識しておりますので、環境部局の方ともお話をしながら、この「5つの地域の違いや特徴」の中で入れられるものがあるのかは、検討して次回お示しさせていただきたいと思います。

あと、公園についてですが、浜崎公園につきましては、今のこちらの方で特出しあはしていないのですが、「みどりの基本計画」の方で改定作業を行っていまして、そちらで浜崎公園についてどのような表現を取っていくのかは、今ちょうどやっているところでございますので、そこと連携を取りながら、こちらの地域別の方に何かコメントできることがあるか、その辺は調整、検討させていただければと思います。

移動につきまして、都市計画道路について、今回、地域別でそれぞれ都市計画道路のある場所は整備・推進というところが、取組としては多いのですが、それをどのようにやっていくのか、例えば都市計画道路全体のネットワークとして見直しをしないのかとか、そういったところは全体構想の方で、これから御説明する方でお話をさせていただきたいと思うのですが、整備するとすれば、どのような整備をしていくのかというのは、個別計画とか整備主体がそれぞれ分かれておりますので、そのところで決められていくというふうに認識しております。ただ、下ノ原通線、具体的に言いますと今県道になっておりますので、そちらは、都市計画道路の線形に合わせて、今、埼玉県の方で計画を立てて順次進めていっていただいているという認識でございます。

43ページ、「まちなかベンチ」につきましては、42ページに地域の課題として、坂道が多くて高齢者にとってちょっとつらいという課題がございましたので、その取組として、具体的には坂の途中にベンチがある、座れるスペースがあれば高齢者の方々にもやさしいウォーカブルな空間になるねというところで、取組の方は特出しさせていただいたのですが、市内全域、坂の多いところはございますので、こちらの全体構想の中で、全域として表現できればと思っております。

最後、交通安全対策のところですが、こちらの今回の計画では、学校周辺のエリアを凡例として網掛けで「小・中学校周辺地区」として表現をさせていただきながら、全体の取組としてゾーン30やゾーン30プラスの交通安全対策などを取組とさせていただいてはおりますが、保育園や大学、あとは企業の通勤等で歩行者が多いところなどは、こちらも全体構想の中で表現できるか、特出しで課題として挙がっているものは地域別に落とし込めるか、今日御意見を頂いたものにつきましては、ちょっと府内の調整を取りながら、次回お答えできればと思います。

以上です。

○須永会長

今の御回答について、よろしいですか。

ありがとうございます。

ほかの委員の皆様から御意見、御質問等ございますでしょうか。

葭原委員、お願いします。

○葭原臨時委員

資料2の24ページ。私が個人的に結構思い入れのある「私らしい暮らし」のところですけれども、一番右側、「私らしくいられる場や活躍できる場をつくる」ということで、⑦でオープンスペースを創出する、働く場、活躍できる場をつくる、新たな価値を発掘するということで、箱は作るから何か作ってくれないかと、非常に腰が引けた表現になっていて、何か例えば新たな価値の創出を促すような、企業や個人との競争を促進するとか、何かソフト面でのこういうことをしましょうよということへのテコ入れみたいな一言があつたらいいなと思いました。

○須永会長

ありがとうございます。

今の御指摘について、事務局いかがですか。

どうぞ。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

ありがとうございます。

柱のタイトルにつきましては、頂いた御意見参考に、また再考していきたいと思っております。

以上です。

○須永会長

今の御回答でよろしいですか。

ほか、委員の方から。

では、大貫委員、お願いします。

○大貫臨時委員

資料の2の方の、今回テーマが二つ、「にぎわい・活力」「らしい暮らし」ということであるんですが私が住んでいる内間木地区のところのページでお願いしたいんですけれども。

内間木地区の現状からすると、みどりが多いとか自然がありますよというところがあるんですが、現実的には、農業従事者が減っていて、そこを維持管理することができなく、乱開発が起きているという現状なんすけれども、そこで、ここに例えば「にぎわい・活力」の方で言えば、商業施設などの立地がないというのが「イ」のところにありますね。実際に上下内間木地区で商業施設というものを思い浮かべたときに、コンビニエンスストアが1軒あるだけという感じだと思うんですけども、そういうところで暮らしていくというのは、非常に今大変になっているというところが、ますあります。

「らしい暮らし」というところでは、同じように公共施設がない。公共施設と言われるのは、クリーンセンターと多分、大きなところだと内間木公園、今回公園の整備をされるというところになって、内間木という名が付いている、例えば内間木支所、内間木公民館、それらは、内間木地区以外に元々内間木と言われていた地区にあるというところで、内間木の名前が付いているというだけなので、ちょっとこれのアクションプランの方の、各々次のページのところに、何か全体的に国道254号バイパスの整備に併せてここを活性化しましようみたいなところで全部一くくりにしているのがちょっと気になるなと。もう少し具体例に、こういうふうにリードしていきますよみたいなところがある方が良いのではないかという感じがします。

それと、27ページの「ウ」の下のところにある記載が、何をもってここに記載をしているのかよく分からないのですが、「合併処理浄化槽などの設置充実とともに、下水道処理区の充実検討も視野に入れ地域の排水処理機能の向上を促進」というのは、下水処理は、ここで内水とかで排水がちゃんとできなくて、内水氾濫するみたいなのが、ちょっとここで混乱しているのかよく分からないのですが、下水処理で何か特に問題はあるのかというのは、ちょっと感じたところです。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

今、大きく二つ御指摘いただいたかと思いますが、事務局いかがでしょうか。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

御指摘ありがとうございます。

「らしい暮らし」「にぎわい・活力」について、内間木地区に今、御意見頂いたと思います。

今回、国道254号バイパスに合わせての、沿道の土地利用について重点的な取組として、その

地域に特出した地域特有のということで、市の思いがちょっと入ってきてしまつてはいるのですが、市街化調整区域でもそちらの集落はあったものですし、住宅に付属したそういう店舗等は、昔も恐らく何軒か、沿道サービスとしては、そば屋とかそういうお店もあったと思いますので、その辺、具体的なリードをこの都市計画マスターplanの中で取れるかどうかというのがあるのですが、その課題と取組として、実現可能性な取組として表現できるものがあるのか、今、頂いた御意見を参考に、特に「にぎわい・活力」の、先ほど言った働く場のことや、「私らしい暮らし」、そこにいつもいる方々のための、そういったものが表現できるかどうか、今一度検討させていただいて、また次回お答えさせていただければと思います。

それと下水道処理、27ページの「合併処理浄化槽などの設置充実とともに」と、排水処理機能の向上というと、どうしても内水処理とか雨の処理とかそういうところがイメージされやすいのですが、合併処理浄化槽なので、そこで例えば生活や企業が活動となるときは、どうしても水道を使えば排水があるものですから、そういった土地利用、建物が建つときの土地利用には、必ず合併処理浄化槽、昔は国盗り場だったりそういうものが多くたのですが、合併処理浄化槽を整備していくことで、そこにできる範囲の建物や、そこで可能な土地利用については、浄化槽を充実させていきましょう、排水処理をやっていきましょう、そうすることでそういった土地利用ができますよということで、現計画を精査していく中で、土地利用のところで記載があったものですから、ちょっとここに載せさせてはいただいたのが今の状況です。

ただ、今、大貫委員のお話で、ちょっと勘違いしやすい、誤解されやすいというところも、ここに書くのが適切かどうかというのも、御意見頂いたので、今日初めてお見せする資料なので、御意見を持ち帰って検討させていただいて、次回には、またどうなったかということをお示ししたいと思います。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

今の御回答でよろしいですか。

○大貫臨時委員

是非、住民が希望持てるように、期待をしています。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

ほか、委員の方から、御意見、御質問ありますでしょうか。

田原委員、お願ひします。

○田原委員

ありがとうございます。

資料1－2にちょっと戻っていただいたて、18ページ、19ページ、田辺委員が触れておられましたけれども、18ページの「①環境配慮（脱炭素）」ということで、「脱炭素」という言葉が入ってきたのかなと思うんですけれども、ちょっとこの経緯とお考えを伺いたいと思います。

○須永会長

ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

お願ひします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

御質問ありがとうございます。

「脱炭素」という追加させていただいたキーワードにつきましては、取組の中身を見まして、脱炭素という視点を市民の方ですとか、対外的にここも意識しているよというところで、柱の名前に追加させていただいたところです。

全体構想の中でいきますと、取組の例としまして、シェアサイクル等の環境にやさしいモビリティの選択肢の確保ですとか、地域公共交通の利用促進というものを取組の例に挙げております、これらの取組をやっていくことで、脱炭素の方にも効果が出るものと考えておりますので、この脱炭素ということを追記させていただきました。

以上です。

○須永会長

いかがですか。

○田原委員

ありがとうございます。よく分かりました。

これは意見ですけれども、脱炭素自体は、朝霞市も確かに、「ゼロカーボンシティ」宣言とかあったと思うのですが、一方で、脱炭素自体は眉唾といいますか、懐疑的に見る意見も非常に多くて、今のお話であれば、別に「環境配慮の視点からも選択できる移動手段の確保」で十分ではないかというふうに思いますし、10年後、20年後に脱炭素という言葉があるのかどうかは全然分かりませんので、何か言えるものは全部ぶっ込んじゃおうみたいな感じはどうなのかなという意見だけは、ちょっとしておきたいなというふうに思います。

以上です。

○須永会長

今のコメントに対しては、いかがでしょうか。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

頂いた意見を参考に、また再考して次回お示ししたいと思っております。

以上です。

○須永会長

ほか、御意見いかがでしょうか。

高橋委員、お願ひします。

○高橋（邦）委員

今回ちょっと資料の訂正だとか、差し替えがあつてちょっと頭の中が混乱しているのですが、確認をさせてください。

各項目で全体構想というのがありますと、全体構想のところに、①から⑦とか⑧とかありますよね。その中で、ブルーで書き換えたり、取り消し線を付けたりですね、そういうのをされているのですが、資料2の24ページの②は、この②全体が消されているのですが、これを全部消してしまって、次のページ以降、例えば29ページの「北部地域」の上の方、「ウ」のところに「全②」と書いてありますが、これ全体の②という項目ですよね。すると、ここのところは②はないという意味合いでですか。

○須永会長

お願ひします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

資料を修正させていただきまして、混乱させてしまって大変申し訳ございません。

今御指摘いただいた29ページの一番最後にあります、凡例の全体構想の何番から引っ張ってきたかということにつきましては、新しい番号のものを反映させていただいておりますので、ここで示す「全②」というのは、24ページの今②と振ってある「②利便性と自然が調和したゆとりのある地域づくり」というところから引っ張ってきてているという表現になります。大変申し訳ございません。

○高橋（邦）委員

分かりました。②は全部消して、新たな②があるんですね。分かりました。

○須永会長

これで、大丈夫ですか。

ほかの、委員の方から、御意見、御質問ありますか。

寺川委員、お願ひします。

○寺川委員

資料1－1の3ページ、「ご意見（要約）」と「対応方針」の上から2段目の「朝霞台駅周辺の桜並木の近くでB B Qをする人が多く、」というごみの問題で、「対応方針」に「「市民との協働による桜並木周辺の適切な維持管理」を記載した。」というふうに書いていただいて、これは確か、私が前回のときに申し上げたものだったので、特に注力をして見ていましたが、それが資料1－2の「テーマ【自然・環境】に対する地域の取組検討」の西部地区になると思うのですが、こういったところには特に記載はしない、せっかく資料1－1で取り上げていただいていたのですが、資料の1－2のところにはない。すみません、私ちょっと全部差し替え後が見通せてなくてあれなのですが、入っていれば。「維持管理」というところです。

なるほど、このままということですね。分かりました。ありがとうございます。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

分かりづらくて大変申し訳ないです。

○須永会長

ほか、御意見いかがでしょうか。

はい、お願ひします。

○鈴木臨時委員

すいません、もう一度。資料1－2で、「快適な移動」とか「にぎわい・活力」、北部地域と西部地域ですね、朝霞台駅の話が載っているんですね。具体的に言うと33ページかな、ここで北部地域と西部地域の「朝霞台駅の建替に伴う」うんぬんとありますが、これは、何を指しているのでしょうか。昨今、エレベーターを1年ぐらい掛けて作り直して、それを指しているならば、ここに書くのはちょっと適切ではないのかなと。住民の観点から言うと、建て替えがあるというふうに読めてしまうものですから。単に駅前広場の再編があるなら、その事実だけを書いていただきたいなと思います。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

説明不足で大変申し訳ございません。

東武鉄道の方が、朝霞台駅舎、駅ビルとして駅ビルを作るということを発表しておりますので、そちらを踏まえて。失礼しました。検討しているという話がありますので、そちらを踏まえましてこのような記載にさせていただいております。

ただ、時期ですかどのような建物になるという詳細については、私どももまだ知らされておりませんので、駅舎建て替えの具体的な話が上がってきましたら、また駅前広場、どのようにするか

という検討を進めてまいりたいと思っております。

表現については、また検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○須永会長

よろしいでしょうか。

ほか、御意見いかがですか。

駒牧委員、お願ひします。

○駒牧委員

資料2ですけれども、12ページの内間木地域の「ア」のところ、「来街者を呼び込む地域資源が点在」ということで、「地域内に丸沼芸術の森や朝霞調整池、朝霞水門など、来街者を呼び込むポテンシャルを有する地域資源が存在する。」というふうにありますけれども、丸沼芸術の森についてはちょっと分かりますけれども、その他の2点、水門とかを来街者を呼び込む資源とするというイメージが湧かないので、ここをすごく綺麗にするとかそういうことを考えていらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。

○須永会長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

御意見ありがとうございます。

ここを再整備するとか、そういった計画は今のところ全くないのですが、朝霞水門等につきましては、例えば自転車を乗られる方が集合地にされていましたとか、私も以前、自転車に乗っていましたのですが、ここに集合して、ここから荒川の河川敷を走るというような方がたくさんいらっしゃっていました、そういったことも勘案しましてこののような表現にさせていただいているのですけれども。朝霞調節池をここに地域資源として含めていいのか、朝霞水門につきましても、今委員がおっしゃられたとおり、疑問を持たれる方がいらっしゃるようでしたら、また再考する必要があるかなと思いますので、また検討させていただきたいと思います。

以上です。

○須永会長

よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

田原委員、お願ひいたします。

○田原委員

何度もすいません。超細かいところでごめんなさい。

今の駒牧委員のお話の中で思ったのですが、「朝霞調節池」が正式名称、「朝霞調整池」が正式名称。私は「調節池」かなと思っていたのですが。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

失礼しました。「朝霞調節地」が正式名称で、すいません。一部の資料につきましては、「調整池」というままの表現になってしまっておりまます。「調節池」の方に全て統一させていただきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○須永会長

ほか、御意見いかがですか。

高橋委員、お願ひします。

○高橋（邦）委員

また全体構想のところでちょっと質問させてください。

全体構想があつて、「5つの地域の違いや特徴」ということがそれぞれ書かれているもので、下の方に「○」印は「良いところ」で「▲」は「改善すべき課題」と書いてあるのですが、確かに改善すべき課題というのもありますが、例えば11ページ、北部地域のところで「○」印が四つほどあります、「▲」が「浄水場によりまちが分断されている」と書いてあるんですよね。これは、改善すべき課題かというとちょっと違うかなと思います。もう一つ例えば「□」印で、「地域の特色」とか「地域の特徴」みたいなことにした方が、より分かりやすいかなと。

確かに、私は北部の方に住んでいるのですが、浄水場によって何かまちが分断されているような感じで、できたら改善してほしいなと思うんですけど、改善すべき課題ではちょっとない、ここで取り上げる課題ではないかなと思って。特徴なり特色、「地域の特徴」「地域の特色」みたいな感じのものを一つ入れると、きっとほかのところにもあると思うのですが、と思いました。

○須永会長

ありがとうございます。

お願ひします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

御指摘ありがとうございます。

こちらの資料につきまして、確かに「改善すべき課題」と書いてしまっておりますので、勘違いが生まれてしまうかなと思いますので、修正したいと思います。

ただ、こちらの「5つの地域の違いや特徴」のページにつきましては、今のところ本編の方に入

れ込むものではなく、審議会の資料の参考、皆さんに例えばこのページですと「にぎわい・活力」に対する地域の取組を見ていただく前に、各地域のこんな特徴とか違いがあったよねというのを御確認いただく参考として付けておりますので、また資料を作成する際には、今頂いた御意見を参考に作ってまいりたいと思います。

以上です。

○須永会長

よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

田辺委員、お願ひします。

○田辺委員

前回、区域区分とかいわゆる用途との、どうそら辺をどう調整するのかという話で質問しましたが、この地域ごとの部分に関して、市街化調整区域はどんな状況だというのは比較的書いてありますけれども、例えば住宅、第一種だとかいわゆる中高層だとか、あるいは工業、準工業のとう、その地域がどういう状況だという、商業地域なんかはかなり住居と混在しているけど、それはそれで悪くはないかもしれないけども、そういった部分に関しては、何かもう少しそういう部分で少し触れた方がいいのではないのかなというふうに思いますけども。

○須永会長

いかがでしょうか。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

今御指摘の、区域区分や用途地域のお話、質問が出ていたのは存じております、今回お示しした資料1－1で、ちょっとまだ方針等が明確なお示しできていないので、この資料1－1からは、ちょっと回答はしておりません。

ただ、次回に向けて、前回もお話した中で、「計画の推進に向けて」という第5章、次回お示しする予定にはなっておりますが、その中で、御指摘いただいた市街化調整区域、市街化区域、用途地域の話とか都市計画の話とか、そういうものを全体論としては触れさせていただく予定しております。あと、そういったものを含めまして本編、整理の中で、その地域その地域には、市街化調整区域とか、用途地域もこういう用途地域があって、工業なのに住工混在しているよとか、そういうものが、具体的に地域別構想では挙げている部分もあるのですが、ちょっと本編の中で整理させていただければと考えております。

以上です。

○田辺委員

要望としては、用途地域のもう少しきめ細かな改定だとかそういうことの検討まで、都内なんかの用途地域の図と比較したときに非常に大雑把な図だなというふうに思うので、そこら辺まで少し踏み込んだ何か表現ができないかな。要望ということで。

○須永会長

ありがとうございます。

ほか、いかがですか。

寺川委員、お願ひします。

○寺川委員

ちょっとといいかどうか皆さんに御意見を頂ければなと思って、ちょっと私がもしかしたら、個人的に気になっているだけかもしれないんですが、資料1－2の18ページの全体構想の、ちょうど赤くなっている④、⑤、⑥、「豊かな自然を育みつなぐ」の例えは「④みどりを整える」「⑤みどりを支える」「⑥みどりを楽しむ」。何かこの④、⑤、⑥だけがすごく詩的な、ポエムみたいな雰囲気に、ほかのところは、もうちょっと具体的、まあ全体構想なのでこれで伝わらなくはないですが、もう少し具体性がある方が。ほかとのバランスが、何かここだけすごくやんわりされている。適切な表現がちょっと私、今思い浮かばないのですが、何となく周りとのバランスが、アンバランスに感じました。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

事務局、いかがですか。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

御意見ありがとうございます。

趣旨としては、「みどりの基本計画」と連携ということで整合性を図りすぎてしまいまして、「みどりの基本計画」は、都市計画マスタープランあっての「みどりの基本計画」というものなので、ちょっとほかとのバランスというよりも適切な言葉が肉付けできるか。今まであったものを直して簡素化しすぎたところもあるので、その辺は次回、適切な表現でお示しできたらと思います。

ちょっと簡素化しすぎたのかなというところは、ありがとうございます。御意見として頂きます。

○須永会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。一旦よろしいでしょうか。

この後、まだ資料の説明が残っているように見えますので、では、一旦ここまで説明に対しての議論は区切りを付けまして、残りの部分の説明をお願いしたいと思います。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

次に、資料3を御用意いただければと思います。

資料3につきましては、地域別の将来像と方針図についてになりまして、こちら御説明させていただきます。

まず、1ページの上段になりますが、将来像につきましては、これまでの現況分析や市民アンケート、サロンでの御意見を踏まえまして、その地域らしい表現になるように設定しております。

次に、ページ下段になりますが、地域別の方針図につきましては、テーマごとの取組を重ね合わせ、複数のテーマにまたがるものや重要性の高い取組など、地域の将来像の実現に向けて特に重要な取組を整理しております。

次に、2ページの内間木地域を御覧ください。

本日お配りした資料では、説明用に将来像の言葉がどのテーマに位置付くかを色分けし、現状と課題、市民の想いについては、将来像のどこに包含されるかを色分けしております。

また、将来像の言葉に付番を付けさせていただいておりまして、ページ最上部の吹き出しに将来像に合わせてこんな取組を進めますという方向性を補足として記載し、番号と連動させております。この吹き出しの取組がこの地域全ての取組ということではなく、あくまで「現況・課題」「市民の想い」から将来像を設定する間の補足として記載をしております。

内間木地域では、「水害による浸水リスクや交通安全に対する対策の充実により、誰もが安全・安心に過ごせる環境を確保」「荒川や新河岸川といった河川や農地等のみどりが残る豊かな自然環境を適切に維持・活用」「国道254号バイパスの整備による沿道活用のポテンシャルや朝霞水門、調節池などを活かした産業の活性化」を行っていくこととして、将来像は、「安全・安心な環境をつくり、河川とみどりを親しみ守り254バイパスのポテンシャルとランドマークを活かす内間木地域」としております。

ページ下段の方針図につきましては、場所や取組の内容によってグループ分けをしております。また、参考としまして、次のページに各テーマの現状と課題、市民アンケート、まちづくりサロンでの「まちづくりの5か条」を抜粋して掲載しております。

一つ一つの取組の紹介は割愛させていただきますが、内間木地域では、国道254号バイパスに関連した取組、自然環境に関する取組、内間木公園に関する取組、その他地域全体での取組を掲載しております。

次に、4ページを御覧ください。

北部地域になりますが、一番上段の吹き出しのところの説明からになります。「地震・火災による延焼リスクや、水害による浸水リスクを低減するための対策の充実」「駅周辺では地区計画による計画的な土地利用の誘導に加え、朝霞台駅舎の建替や北朝霞駅西口ロータリーの広場化等の契機を生かし、官民連携による賑わい形成を図ること」「駅や市街地の近くに黒目川等による水辺空間や、農地やみどりによる豊かな自然が残されている特徴を生かし、移動を含めた自然と生活環境のつながりの強化による地域への愛着を高める」とこととしまして、将来像としては、「住宅密集・浸水リスクを未然に防ぎ、北朝霞・朝霞台駅周辺の賑わいから自然まで、生活環境で結ばれた、愛着が深まる北部地域」としています。

方針図につきましては、災害リスクへの対応に関する取組、駅周辺での取組、地域資源に関する取組、その他地域全体での取組について掲載しております。

次に、東部地域につきまして、6ページを御覧ください。

東部地域では、「水害対策など、安全なまちへの取組を実施しながら農地や斜面林等のみどりが残る静かな居住環境を維持しつつ、その資源の有効活用により地域力の強化を図り」「朝霞駅周辺や国道254号バイパス沿道ではそのポテンシャルを生かし、メリハリをつけてにぎわい形成を図り」「移動の目的に応じた多様な交通手段の確保により、誰もが移動しやすい環境を創出し、居住と産業が共存した特徴のある地域を目指す」とこととしまして、将来像としましては、「農地や斜面林が残る安全な居住空間と、朝霞駅周辺や254バイパス沿道による産業空間が共存し、それぞれをつなぐ移動にやさしい東部地域」としています。

次に下段の方針図としましては、災害リスクへの対応に関連する取組、朝霞駅周辺での取組、地域資源に関連する取組、産業に関連する取組、その他地域全体での取組を掲載しております。

次に、8ページ西部地域を御覧ください。

西部地域では、「地震・火災による延焼リスクや水害による浸水リスクの低減に向けた対策の充実を図り」「黒目川の水辺空間や農地・緑地のみどりが残る良好な居住環境の維持。活用を図り」「駅周辺への都市機能の集積や企業・工場が立地している特性を活かし、民間企業と地域との連携強化により利便性の向上やにぎわいの創出を図り」「人と人、人とお店や企業、自然と地域などのつながりの強化や場の創出により、そのつながりから新たな発見がにぎわいが生まれる地域づくり」などをを行うこととしまして、将来像としましては、「防災力を高め、黒目川や農地などのみどりと工場などの民間活力を活かしたにぎわいとつながりを感じる西部地域」としています。

ページ下段の方針図としましては、災害リスクへの対応に関する取組、地域資源に関する取組、北朝霞・朝霞台駅周辺に関連する取組、工業系地域に関連する取組、その他地域全体での取組を掲

載しております。

次に、10ページの南部地域を御覧ください。

南部地域では、「地震・火災による延焼リスクや水害による浸水リスクの低減に向けた対策の充実と、交通安全対策の強化により、誰もが安全・安心に生活できる住環境を整え」「黒目川の水辺空間や基地跡地等のみどりが残る豊かな自然環境や、川越街道の歴史的文化資源等の地域資源の適切な維持管理・活用を図り」「朝霞駅や基地跡地周辺に充実した都市機能や公共空間を活かし、官民連携により一体的なぎわいや活力の創出に向けた取組を推進します。」としまして、将来像としましては、「安全・安心な住環境をととのえ、みどりや歴史を生かし朝霞駅周辺や基地跡地を中心とした、みんなでにぎわいをつくる南部地域」としています。

方針図は、地域資源に関する取組、基地跡地に関する取組、災害リスクへの対応に関する取組、朝霞駅周辺に関する取組、その他地域全体での取組を掲載しております。

資料3についての説明は、以上になります。

一旦ここで説明を切らせていただきます。

○須永会長

ただいま、資料3について御説明がありました、この資料の範囲について、御質問、御意見等ございますでしょうか。

では、田辺委員お願いします。

○田辺委員

2ページ目の内間木なのですが、市の側として方針が出ているかということを言うと、なかなかまだということなのでしょうけれど、クリーンセンターの敷地、土地自体は、朝霞和光資源循環組合に移管はされてしまいましたが、国道254号バイパス沿いになりますよね、できたときに。それに関して、そのままいわゆる煙突が高々と立ったままの状態でずっと行くのかなと。これを壊そようとすると数十億というか、下手すると100億までいかないかもしれないけど、かなりの金額が掛かってくるでしょうけれども、どういう体制にしていくのかという、先ほどの自然の回復というか再生という部分で一番課題になるところではないかなと思うのですが、これは、都市計画マスタープランを作るに当たって、この部分に関しては、何らかちょっと結論を出しておいた方がいいのではないのかなと思うのですが、どうでしょう。

○須永会長

ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

クリーンセンターのところは、今後、広域連合で焼却施設が別のところにでき、そこで運用が始まると今のクリーンセンターをどうしていくのかという議論が進むと思います。解体費用、もし壊すのであればかなりの金額が掛かるということも聴いてはおります。

ただ、そちらの方の実際計画とこの都市計画マスタープラン、その20年計画の中でどこまで表現できるのかは調整させていただいて、この都市計画マスタープランで結論付けることができるのか、それとも今どういう状況なのか、そういったところもちょっと内部で調整させていただければと思います。なるべく次回にはお答えを出せるように調整したいと思います。

以上です。

○須永会長

よろしいですか。

ほかに、御意見御質問ござりますでしょうか。

田原委員、お願いします。

○田原委員

ありがとうございます。五つの地域の将来像ということで、それぞれ色分けしていただいているんですかね、環境とかみどりとか、あとはにぎわい創出とか、していただいているのですが、実際にどういうふうに出てくるのか分かりませんけれども、最終的に、この将来像が文章で思い浮かぶといいなと思うんですけども、それぞれの将来像の文章が、やっぱりすごく長く感じて、なかなかちょっと頭に入って来ないと。何かもう少しキャッチャーな感じで分かりやすくなるといいなというふうに思ったのですが、こういうふうな形に至るまでもいろいろな御検討があったんだと思いますので、その経過を伺いたいなと思います。

○須永会長

事務局、回答をお願いします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

御意見ありがとうございます。

この将来像につきましては、一度府内検討委員会でお示ししまして、そちらの意見を参考に、今日お出ししている文言に修正しているものでございます。

府内検討委員会の方では、例えば「何とかで楽しい南部地域」とか「何とかで穏やかな何とか地域」ですか、そういう表現になっていたのですが、そういう表現だと、各個人によってどういう地域かという差が生じてしまうので、もう少し分かりやすいような表現にできないかという御指摘をいただきまして、その辺りの言葉は、また書き換えさせていただきまして、本日お示しして

いるものでございます。

将来像につきましては、各地域の特色が出るといいかなと思っていまして、できるだけ各地域に寄り添った表現になるように検討をしたつもりですが、なかなかここから短い文章で、各地域の特徴を示しながら将来像も示すというのが、なかなか難儀しております、もし良い案ですか、皆さんからこの言葉はもうちょっとどうかねというのがありましたら、御指摘いただければ大変助かるところでございます。

以上です。

○須永会長

では、田原委員お願いします。

○田原委員

たくさんの御意見で出してこられた御苦労はお察ししたいと思います。ありがとうございます。
この「内間木地域」とか「北部地域」というふうな感じの止め方に余りこだわらないで、例えば文章にするとか、どうしてもやっぱり入れたいものをこうやってされておられるんだとは思うのですが、こういう止め方になっちゃうと、やっぱり何かキャッチフレーズっぽくなってしまうので、もう少しその思いが伝わるように文章にするとか、本当に申し訳ないですね、生意気言って申し訳ないのですが、ちょっともう一工夫加えていただけると有り難いなと思います。意見だけです。

○須永会長

ありがとうございます。

では、前田委員、お願いします。

○前田委員

あくまでも、これは意見なのですが、「基地跡地」という名前を、私は、もう70年ここで朝霞に住んでいて、実際、米軍基地があったというのは分かっているのですが、今、朝霞市民の方が「基地跡地」と書いていて本当に分かるのかなと。だから「国有地」というふうに書いてやつた方が、逆に分かりやすいのかな。「基地跡地って何。」というふうに、逆に疑問が湧いてくるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺、これは私の意見ですけれど、そういうことを事務局の方はどういうふうに考えているのか、お願いいたします。

○須永会長

事務局、お願いいたします。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

基地跡地につきましては、米軍キャンプ跡地が、昭和の時代から返還の計画に基づいて現在に至ってきているわけで、その間、市としても基地跡地利用計画とか、一応計画の位置付けとしてもこ

の名称で進んできておりますので、なるべくこの基地跡地が、今回の計画に基づいて市の拠点として進んだ暁には、恐らく名前は別のものに変わっていくんだろうという思いを込めて、できればこの基地跡地という表現を取らさせていただきたいというのはございます。

ただ、国有地として並列で書くかとか、書くことが可能かとか、その辺はちょっとシビアな問題でもありますので、政策部門とちょっと調整をさせていただければと思います。

○須永会長

ほかに。

田辺委員、お願ひします。

○田辺委員

先ほど田原委員がおっしゃった話は、私なりに感じることとしては、この「将来像」という表現は、もうやめたらどうですかという。それぞれの、まちづくりの方針でいいんじゃないかなと。そして、方針図と。地域別まちづくりの方針として、そして方針図の検討という、そういうことなのかなと思うので、それで羅列をすればいいんじゃないかな、その課題をね。

○須永会長

事務局、いかがですか。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

頂いた御意見を参考にまた再考して、次回お示しできればと思います。

よろしくお願ひします。

○須永会長

よろしいでしょうか。

ほか、御意見、御質問等ございますか。

特段ございませんか。

では、まだ残りがありますよね。そちらの御説明をお願いいたします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

次に、資料4-1と資料4-2を御用意ください。

資料4-1が、地域別構想などの検討を踏まえた全体構想へどう反映したかをお示ししたものです。また、資料4-2につきましては、これまでの都市計画審議会や地域別構想の検討を踏まえた全体構想の修正方針を一覧にしたものです。

まず、資料4-2を御覧ください。

資料4-2の一番左の列が、審議会で頂いた意見を踏まえた修正方針になっております。そちらを中心に、4-1と見比べながら説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページ目、左上の共通事項になりますが、方針の実現に向けた取組に示す例示につきましては、市民がイメージしやすい具体的かつ具体性がそろった表現に努めること、それから、方針の実現に向けた取組と方針図に示されている取組の表現を統一するとともに、取組の文言の後に方針の実現に向けた取組の番号を記載し、つながりをより分かりやすく表現すること。

これにつきましては、取組の表現が統一されていない箇所もございますので、今後改めて全ての文言を確認したいと思っております。

また、方針図の文言につきましては、場所だけではなく具体的な取組内容が読み取れる表現に努める。取組の内容が都市計画マスタープランの範囲を逸脱していないかとの御意見を踏まえまして、庁内調整を行い、取組の精査を行うといったことを方針として修正してまいります。

次に、資料4－1の4ページを御覧ください。

これまで頂いた意見を踏まえまして、「方針の実現に向けた取組」、②及び⑧の取組名を「②インフラの強化」「⑧犯罪の芽を摘む環境づくり」に修正しております。交通安全に関する取組につきましては、「快適な移動」と連携して取り組むこととして、一番下に再掲をしております。

また、これまでの検討を総合的に判断しまして、「①災害のおそれがある地区からの脱却」と提示しておりましたが、取組内容とかい離があることから、タイトルを「①災害リスクの低減・回避」に変更しております。その他、赤字部分と青字部分を修正しております。

次に、「自然・環境」につきまして、資料4－1の5ページを御覧ください。本日机上に配付させていただいたものが最新のものになります。

こちら、テーマの名称が「持続可能」ではテーマに対する取組イメージが付かないとの御意見を踏まえまして、「自然・環境」に変更しております。また、全体的に、策定中の「みどりの基本計画」の表現に合わせまして、水も含めた自然空間を総称して、ひらがなの「みどり」との表現に統一しております。取組の柱につきましては、先ほど御指摘もありましたが、脱炭素というキーワードを示すために、取組1の取組名に「脱炭素」というのを加えているのですが、今後また検討してまいりたいと思います。その他、赤字や青字の部分を追記、修正しております。

次に、「快適な移動」につきまして6ページを御覧ください。

ページ左上にありますテーマの方針としまして、「ウォーカブル」という言葉は、人によって捉え方が異なることから、もう少し分かりやすい言葉に変えてはどうかとの御意見を踏まえまして、方針を「多様な交通手段でつながる、安全で快適な移動環境のある人にやさしいまちを目指します。」に変更しております。また、これまでの検討から、「方針の実現に向けた取組」の「⑧誰もがつまずかないで通れる道づくり」と「⑨人中心の歩きたくなる道づくり」の取組内容が重複することから、二つの取組の柱を統合しております。その他、これまでの御意見や地域別構想の検討を踏まえ

まして、赤字、青字の部分を修正しております。

次に、「にぎわい・活力」につきまして資料 7 ページを御覧ください。

「にぎわい・活力」では、これまでの検討から、地域ごとの資源やストックを活用したにぎわいの創出の視点が弱かったため、新たに取組の柱に、一番下の赤字のところになりますが、■になります。「地域資源を生かして活力を創出する」を追加しまして、取組の柱「立地特性を活かして戦略的に産業を誘致・育成を図る」の取組を、取組の柱「安心して産業活動ができる環境を整える」に統合しております。その他、これまでの御意見や地域別構想の検討を踏まえまして、赤字、青字の部分を修正しております。

次に、「私らしい暮らし」につきまして、8 ページを御覧ください。

「私らしい暮らし」では、「方針の実現に向けた取組」として「①歩いて暮らせる駅近な地域づくり」とありますが、既にそのような状態が形成されていること、ほかのエリアでもそうあるべきであることから、タイトルとして適切でないという御意見を踏まえまして、「①歩きたくなる地域づくり」に変更しております。また、これまでの検討から、取組の柱「市街地と自然をつなぐ、選択肢のある住環境を整える」では、四つの性格の異なる住環境の選択肢を提示し、その実現に向けた取組をお示ししておりましたが、「駅とみどりをつなぐ、公共交通で移動しやすい地域」と「利便性と自然が調和したゆとりのある地域」における地域特性が似ていること、二つの地域の違いとなる公共交通の利便性については、将来的に担保できるものではないこと等を考慮しまして、二つの地域を「利便性と自然が調和したゆとりのある地域」として統合しております。その他、これまでの御意見や地域別構想の検討を踏まえまして、赤字、青字の部分を修正しております。

次に将来像につきまして、10 ページを御覧ください。

ページ左の「拠点」についてですが、「みどりの基本計画」の表現にそろえまして、「みどりの拠点」、ひらがな「みどり」の拠点に変更をしております。

次に、右側の「ゾーン」について御覧いただければと思います。ゾーンの名称につきましては、ゾーンの名称から具体的にどのようなゾーンを目指すのかがイメージしにくいという御意見を踏まえまして、ゾーンの名称及び説明の表現を見直ししております。上から「歩きたくなるウォーカブル推進モデルゾーン」「住みよい暮らしゾーン」「産業と共生ゾーン」「自然と共生ゾーン」「新たな拠点形成ゾーン」「产学研官連携ゾーン」「自然と利便性調和ゾーン」としております。国道 254 号バイパス沿道におきましては、「産業の活性化」と「自然との共生」の相反する方針が示されているといった御意見や、あずま北地区は、「産業の活性化」と「自然環境の保全」のどちらを目指していくのかといった御意見を頂きましたので、こちらの「自然と利便性調和ゾーン」という名称にさせていただき、「国道 254 号バイパスの整備を活かし、自然環境や住環境と調和したまちづくりを進

めるゾーン」という説明にさせていただいております。また、内間木公園周辺とあずま地区につきましては、利活用の核となるゾーンとして変更しております。

次に、参考資料1のスケジュールを御覧ください。

最後に、スケジュールを更新いたしましたので説明させていただきます。

次の都市計画審議会は、第5章や市民コメントの案をお示しする予定となっておりまして、時期は、12月下旬を予定しております。また、先日通知を送らせていただきましたが、11月13日に、都市計画マスタープランについての勉強会を実施させていただきます。内容につきましては、これまで皆さんに検討いただいた全体構想や地域別構想を中心に御紹介する予定としておりまして、委員の皆様と市議会議員の方にお声掛けをしております。こちらは、審議会ではなく、報酬等もございませんので、関心をお持ちいただけて御参加いただける方につきましては、11月7日金曜日までに電話やメールなどで、参加するという旨をお知らせいただければと思っております。

すみません、長くなりましたが、全ての説明は以上になります。

○須永会長

ただいま、資料の説明が終了しましたので審議に入りたいと思います。

最後の部分の説明について、御意見、御質問等いかがですか。最後のパートですので、今日の全体についてということでおよろしいかと思います。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木臨時委員

資料4-1の4ページかな。すいません、自分が開いてなくてごめんなさい。こちらですね、「緊急輸送道路の無電柱化の促進」というのが下の地図に書いてありますが、緊急輸送道路自体は、この茶色い線全体が緊急輸送道路ですよね。その中で、多分、点線で囲ってシンボルロードのところをやると言っているのは、恐らく優先順位で書いているとは思うのですが、そこだけではないですね。だとしたら、その点線とシンボルロードは外すべきではないかなと。

なぜこんな細かいこと言っているかというと、私、北部地域の方なんですけども、やっぱり何か全体に南部というか、こちらの方を中心で何か進められちゃっているような気がして、そういう誤解があるような表現は、ちょっと避けていただきたいなと思いました。

それが1点ともう一つ、これもちょっと表現上の問題なのですが、「みどりの軸」の話ですが、これは、資料の5ページと9ページに両方出てくるのですが、特に、9ページの方を見ていただきたいのですが、将来都市構造図の方で、右下に「みどりの軸」と書いてあって、ここに「みずの軸」「みどりの軸」って二つ書いてあるんですよ。そうすると、ちょっと言葉だけで言ったときに、どちらを指しているのか分からなくなってしまうので、何か表現は変えた方がよろしいかと思いま

す、多分、全体を指している「みどりの軸」という方を変えるんですかね。その上で、この9ページの図は、もうちょっと作り直していただくのがよろしいんじゃないかなと思いまして。

この「みどりの拠点」は、何か所かありますが、この9ページの絵だとなぜここに「みどりの拠点」があるのかというのがちょっと分からないと。例えばちょうど島の上公園のエリアに拠点が描いてあるのですが、これが「産業と共生ゾーン」の上にぽつんと出てきていると。なぜ、と思うのですが、よくよく見てみると、5ページの方では、何からしく分かると。それはなぜかと言ったら、全体の薄緑で書いてある「水と緑を活かすゾーン」の上にあるからということで何となく分かるのですが、9ページの方は、ぽんと出されると、なんでこうなんだろうという。ですから、ちょっとここは、是非、誤解のないような表現、何か全体のもう1回幅広の線を引くか何かですね、そういうものをちょっと御検討いただきたいと思います。

○須永会長

ありがとうございます。

事務局、回答をお願いいたします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

御指摘ありがとうございます。

4ページの無電柱化の位置を示すところにつきましては、委員おっしゃるとおり、緊急輸送道路全体で無電柱化、優先順位は市の方で付けている計画があるのですが、こちらの表現としましては、誤解を生みかねないものだと思いますので、修正をしていきたいと思います。

それから、将来都市構造図の「みどりの軸」の表現につきましても、先ほど御説明させていただいたとおり、「みどりの基本計画」に合わせて表現を修正したところではありますが、確かに凡例の中で、この差別化といいますか、区別が難しい表現になってしまっていて、言葉で「みどりの軸」と言ってしまうと、何の軸を示しているのかというのが伝わらない状況になっているかと思いますので、表現については再考させていただきます。

それから、方針図の中の拠点が分かりづらいといった御指摘につきましても、表現は再考していきたいと思っているのですが、この中にどれくらい文字を入れるかといったようなことも判断してまいりたいと思いますので、分かりやすい表現となるように、また検討してまいりたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○須永会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

一つは、8ページのさつきから一応、文言はほかのところでも出ていますけれども、朝霞浄水場、いわゆる北部地域といったところで、朝霞浄水場の「地域に開かれた浄水場に向かた検討」という表現が度々出ていますが、本当にそんなことができるのかなという。多分、水道部だとかは、それは無理だというふうに言っているのではないかなと思うのですが。表現として何か別の形で、何かできないかというのはあるにしても、現実にいわゆる下水処理場であれば、和光市も使っているとかね、それはあり得るけど、浄水場の場合は、なかなかいろんな人が出入りすること自体は非常に、東京都もそれは嫌がるでしょうから、そこはもう少し別の表現にされた方がいいんじゃないかなという。

それから9ページの、やっぱり私は「産学官連携ゾーン」という、いわゆる黒目川の一番景色のいい地域を含めたこの辺りをもう少し何らか共同で連携して何かしましようというのは、分からぬでもないんですけど、もう少し表現が。実際「産」と言っても、医療系あるいは福祉系の施設ということでしかないと思うので、それを「産」というかなと。その部分も含めて、もうちょっと表現が、ちょっと今私は思い浮かばないのですが、変えられた方がいいんじゃないかなと思います。

○須永会長

ありがとうございます。

事務局、回答をお願いします。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

ありがとうございます。

8ページの浄水場の件ですが、「地域に開かれた浄水場」、地域別サロン等で出た意見で、浄水場でちょっと地域が、行き来するのが困難だね、ただ、具体的には浄水場の中に橋でも架けて突っ切れればという意見は出たのですが、それは意見だけだったのですが、要は、周辺道路がちょっと交通状況も危ないといったり、浄水場の壁面というか、中に入るのではなく、外の見える空間を利用してつながりとかそういうのを持たせたいね、持たせられないかねというところで、「地域に開かれた」という表現を使ってしまっているところがあるので、ちょっと今の御説明ということで、御意見を元に表現は工夫させていただいて、なおかつ、担当部署となり得る上下水道部等々とも調整して、次回お示ししたいと思います。

産学官連携につきましては、いつも使っている行政用語的なもので分かりやすい表現ということで、こういうふうにお示しはしましたが、今後、今の土地利用と今後の様々なほかの部署の計画等も含めて、この表現が適切かどうかというところで、もう少し何かいい表現はないかも含めまして、ちょっと持ち帰らせていただきたいと思います。

以上です。

○須永会長

よろしいですか。ほかに、いかがですか。

では、以上をもちまして、「議案第1号 朝霞市都市計画マスターplanの策定について」の審議を終了したいと思います。臨時委員の方におかれましては、以上で本日御審議いただく議案は終了となります。ここで御退席いただくこともできますが、傍聴席の隣に席を用意しておりますので、御移動いただき、ほかの議案や報告事項を傍聴いただくこともできます。

臨時委員の皆様、ありがとうございました。

◎3 議題 議案第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）

○須永会長

続きまして、議案第2号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）」でございます。事務局からの説明お願いします。

間淵主査、お願いします。

○事務局・間淵みどり公園課都市みどり公園係主査

それでは、議案第2号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）」、概要を説明いたします。

本議案は、これまでの都市計画審議会の報告事項で御報告させていただきました生産緑地地区の買取申出及び追加指定による変更に関するものです。お配りしている資料は、議案資料として、都市計画変更図書が1ページから7ページ。参考資料は、その補足資料として8ページから17ページとなってございます。

まず、議案資料から説明いたします。これらは、都市計画法第14条第1項の規定による資料となります。

議案資料の1ページを御覧ください。

こちらは、計画書になりますて、面積や区域の変更が7地区、廃止が1地区の計8区でございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

こちらは、理由書になります。この理由書は、都市計画法第17条の規定に基づく縦覧の理由書で、変更の必要性としましては、140号、160号、170号、256号は、市の基準に基づく追加指定のため。その他の地区は、買取申出により行為制限が解除されたためでございます。

続きまして、3ページ目ですが、こちらは総括図になります。

続きまして、4ページから6ページ。こちらは計画図となり、変更後の図面となります。こちらの詳細な位置等につきましては、その次のページ、7ページに示させていただいております。

続きまして、参考資料です。次の8ページを御覧ください。

こちらは、今回変更を予定している箇所の一覧でございます。8区の増減面積は、約4,834平方メートル減少となり、変更後の市内全体の地区数は、1地区減少の211地区。面積は、約63.88ヘクタールから約0.48ヘクタール減少し、約63.40ヘクタールとなります。

続きまして、9ページを御覧ください。

ここから16ページまでは、各地区の概要を示しております。全て過去の審議会で報告したものになります。概要図の青色の矢印は、現況写真の撮影位置と方向を示しており、赤色に塗り潰した区域は、今回の追加指定部分、黄色で塗り潰した区域は、今回削除する部分になります。

そのまま9ページを御覧ください。

根岸台4丁目の第140号生産緑地地区の概要でございます。既存の生産緑地地区の区域に追加する内容です。既存の地区面積、約0.64ヘクタールに約0.03ヘクタールを追加し、合計で0.67ヘクタールとなります。

続きまして、10ページを御覧ください。

根岸台8丁目の160号生産緑地地区の概要でございます。地図上の左側の赤い部分、160号生産緑地地区と書かれた部分を御覧ください。既存の生産緑地地区の区域に追加する内容です。既存の地区面積、約1.29ヘクタールに約0.04ヘクタールを追加し、合計で約1.33ヘクタールとなります。

続きまして、11ページを御覧ください。

根岸台8丁目の第162号生産緑地地区の概要でございます。地図上の右側の地区を御覧ください。主たる従事者の死亡に伴い、市に買取申出がありました。こちらにつきましては、1,000平方メートル未満であることや、根岸台自然公園の誘致距離内にあること、ほかの公共施設としての利用をする予定がないことから、買い取らない旨を地権者に通知いたしました。また、農業委員会に農業従事者の生産緑地地区買取りのあっせんを依頼しましたが、買取りの希望がない旨、回答がありました。

続きまして、12ページを御覧ください。

栄町1丁目の第170号生産緑地地区の概要でございます。既存の生産緑地地区の区域に追加する内容です。既存の地区面積、約0.12ヘクタールに約0.03ヘクタールを追加し、合計で約0.15ヘクタールとなります。

続きまして、13ページを御覧ください。

宮戸2丁目の第201号生産緑地地区の概要でございます。農業の主たる従事者の故障に伴い、市に買取申出がありました。こちらにつきましては、みやど公園から250メートル以内の範囲にあること、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから買い取れない旨、地権者に通知いたしました。また、農業委員会に農業従事者への生産緑地地区の買取りのあっせんを依頼しましたが、買取りの希望はない旨、回答がございました。

続きまして、14ページを御覧ください。

根岸台7丁目の第222号生産緑地地区の概要でございます。農業の主たる従事者の死亡に伴い、市に買取りの申出がありました。こちらにつきましては、向原公園から250メートル以内の範囲にあること、また、ほかの公共施設として利用する予定がないことから、買い取らない旨、地権者に通知いたしました。農業委員会に農業従事者への生産緑地地区買取りのあっせんを依頼しましたが、買取り希望はない旨の回答がありました。

続きまして、15ページを御覧ください。

膝折町5丁目、第243号生産緑地地区の概要でございます。農業の主たる従事者の死亡により、市に買取りの申出がありました。こちらにつきましては、面積1,000平方メートル未満であるため、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨、地権者に通知いたしました。また、農業委員会に農業従事者の生産緑地地区買取りのあっせんの依頼でしたが、買取り希望がないという旨の回答がありました。

続きまして、16ページを御覧ください。

根岸台4丁目、第256号生産緑地地区の概要でございます。既存の生産緑地地区の区域に追加する内容です。既存の地区面積、約0.23ヘクタールに約0.04ヘクタールを追加し、合計で約0.27ヘクタールとなります。

続きまして、17ページを御覧ください。

こちらは、生産緑地地区の変更に関する経緯の概要でございます。生産緑地地区の変更について、令和7年9月16日に埼玉県知事へ協議を申し出て、9月30日付けで異論がない旨、回答を頂きました。変更案の縦覧は、10月3日に案を縦覧する旨の告示を行い、10月7日から20日までの2週間、案を縦覧に供しました。なお、案の縦覧は、市の広報及びホームページで周知しております。縦覧の結果、縦覧者は0人でございました。

今後の予定でございますが、本日の都市計画審議会での審議を経て、都市計画変更の告示を行う予定でございます。

以上で、「議案第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」の説明を終了いたします。

○須永会長

ただいま、議案の説明が終了しましたので、これから審議に入りたいと思います。

まず最初に、何か御意見、御質問等があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

田辺委員、お願ひいたします。

○田辺委員

13ページの201号から14ページの222号、15ページの243号、全部行為制限の解除というこの部分ですが、例えば公園、みやど公園がそばにあるので買取りは市としてしないということですけれども、ただ、ここは宮戸2丁目の区画整理の地域だったと思うが、区画道路の状況、ここには全然この図の中にはないのですが、この中に多分道路が通って、作られつつあるようなところではなかったかと思うのですが、その点、図面にないのですが、どうなっているのかなということ。

宮戸2丁目には、公園はないけれども例えば公共的な施設だとか、そういうことに関しての何か、市の今の現状では何もありませんと言つて、このまま民間の開発に委ねてしまつていいのかなというのが非常に気になるので、平米単価で大体どれくらいなのかというのをそれぞれ、この宮戸に限らずですが、この3か所の平米単価はどういう形なのかというのは、ちょっと知りたいです。お願いします。

○須永会長

ありがとうございました。

どうぞ。

○事務局・深澤道路整備課長

すみません。1点道路の件があったと思いますが、宮戸の方で。

委員御指摘のとおり、図面にはないのですが、区画道路として市道2399号線として、一部残りはあるのですが、ほぼ整備が終わっている状況でございます。

以上です。

○須永会長

残りの部分いかがですか。どうぞ。

○事務局・間淵みどり公園課みどり公園係主査

201号、222号、243号、それぞれの平米単価につきましては、まず201号ですが、平米当たり21万1,749円。続きまして、222号につきまして、平米当たり57万7,533円。最後に、243号は、平米当たり42万5,000円でございます。

○須永会長

では、田辺委員お願いします。

○田辺委員

最初の部分、宮戸2丁目の地区計画で、区画道路の整備の予定があったと思うので、それも含めてこの図面は最新の図面ではないのではないかという、今、いわゆる今回の買取申出とその区画道路、大分整理されているのかもしれないですが、どういう関係に今あるのかというのがちょっと分からないので、ここは既に整備されているところとは、まだここは未整備で、今後その部分に関しては道路として整備するのだという、そのことなのか。

○須永会長

はい、お願いします。

○事務局・深澤道路整備課長

委員おっしゃっていただいたように、この部分については、既に整備済みでございます。

なので、図面の方がちょっと追いついていないのですが、この部分のところ、今対象の生産緑地部分については、もう既に道路ができているという状況でございます。

以上です。

○田辺委員

だから、その行為制限の解除は今の時点でということだろうけども、道路自体は整備をしていて、その道路の部分は、市が買ったのか、それともそれは無償譲与なのか、そこら辺も。

○事務局・深澤道路整備課長

土地の用地については、市で買収してございます。

○田辺委員

これだと、その表現が全然出てこないです。

○須永会長

事務局から御説明をお願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

今回の黄色く塗り潰してある解除部分の一部を買収して道路を作ったわけではなく、これより以前に、買取申出が出てきた生産緑地の部分を買収して道路整備したということなので、今回のその解除部分については、道路用地とは関係ないというところです。

○田辺委員

だったら、この黄色い図ではなく、その道路部分は、はねた形の図で示すものではないですか。ちょっとよく分からぬのだけど。私の記憶はちょっとないのですが、これは、買収をしたと

いう時点で解除してるとんですか。していないんでしょう。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

しています。もう既に。

○田辺委員

解除したのだったら、ここ真ん中というか、どこの部分。

この黄色い部分には道路は入っていないんですか、入っているんですか。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

入っていません。

○田辺委員

そこをぞれて、道路ができているということ。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

はい、そうです。

委員がおっしゃるとおり、この黄色の部分には道路の部分は除いてあります。

○田辺委員

最新の図面で頂きたいですとしか言いようがないですね。

○須永会長

よろしいですか。

ほか、ありますか。御質問、御意見等。

よろしいでしょうか。

本件については、採決が必要だということで承っております。

御異議などがなければ、質疑を終決して採決に移りたいと思います。

では、議案第2号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）」、こちらについて

原案のとおり決することに御異議はございませんでしょうか。

（異議なし、の声）

異議なしの御発声をいただいております。

全体一致で異議なしとなりました。

よって、議案第2号について、原案のとおり決しました。

以上で、議案第2号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）」は終了いたしました。

◎4 その他 報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）

○須永会長

続きまして、次第の4番目、「その他（報告事項）」として1件の報告事項があります。

事務局から「報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）」の説明をお願いいたします。

間淵主査、お願いします。

○事務局・間淵みどり公園課みどり公園係主査

それでは、報告事項第1号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更（経過報告）」について御報告いたします。

資料の1ページを御覧ください。

現在手続を進めております、第31号生産緑地地区の買取申出による変更に関するものです。

赤枠が生産緑地地区の区域を示し、緑色が今回、買取申出があった場所になります。農家の主たる従事者の死亡により、令和7年8月4日付けで生産緑地地区の買取申出がございました。これに対し市は、面積が1,000平方メートル未満であるため、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨、地権者に通知いたしました。

次に、令和7年8月15日付けで農業委員会に農業従事者への生産緑地地区買取りのあっせんを依頼し、現在回答待ちとなっております。

今後の予定といたしましては、あっせんの希望がない場合は、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為制限が解除され、生産緑地地区の廃止をすることになります。

続いて、資料の2ページを御覧ください。

現在手続を進めております、第192号生産緑地地区の買取申出による変更に関するものです。

赤枠が生産緑地地区の区域を示し、緑色が今回、買取申出があった場所になります。農業の主たる従事者の故障により、令和7年7月30日付けで生産緑地地区の買取りの申出がございました。これに対し市は、北朝霞公園から250メートル以内の範囲にあること、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨、地権者に通知いたしました。

次に、令和7年8月29日付けで農業委員会に農業従事者への生産緑地地区買取りのあっせんを依頼し、現在回答待ちとなっております。

今後の予定としましては、あっせんの希望がない場合は、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除され、生産緑地地区の廃止をすることになります。

続いて、資料の3ページを御覧ください。

現在手続を進めています、第201号生産緑地地区の買取申出による変更に関するものです。

赤枠が生産緑地地区の区域を示し、緑色が今回、買取申出があった場所になります。農業の主たる従事者の死亡により、令和7年6月30日付けで生産緑地地区の買取申出がございました。

これに対し市は、申請地から250メートル範囲内にみやど公園があること、ほかの公共施設として利用する予定がないことから、買い取らない旨、地権者に通知いたしました。

次に、令和7年7月18日付け農業委員会に農業従事者への生産緑地地区買取りのあっせんを依頼したところ、買取りの希望がない旨、回答がございました。

今後の予定としましては、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除され、生産緑地地区の廃止をすることとなります。

以上で、「報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」の報告を終わらせていただきます。

○須永会長

ただいま、事務局から御報告がありました、この件について聴いておきたいことなどがあればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

この3地区の平米単価を教えていただきたいのと、生産緑地の最低の面積、今幾らという形でやっているんでしたっけ。この二つをくっ付けての位置付けをされているものが幾つもあると思うんですけども。最低が必要なのかどうかも含めて、ちょっとお伺いしておきます。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

報告事項の買取申出3地区分の平米単価につきましては、申し訳ございません。今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後で個別に対応させていただきたいと思います。

指定の際の面積要件についてですけれども、法律上は、1団で500平方メートル以上、生産緑地の地区面積が必要というところを、朝霞市は条例で面積要件を最低の300平方メートルまで引き下げている状態でございます。

以上です。

○須永会長

田辺委員、いかがですか。

よろしいですか。

では、田原委員お願いいたします。

○田原委員

3ページの201号の生産緑地地区ですけども、これは多分、先ほどの議案第2号で行為制限が

解除されたところのひも付けの土地かなと思うのですが。こちらのときには従事者の故障で、今回は死亡ということで、別の所有者で管理しているとか、同じ人なのかとか、ここからどんどんなくなってしまふのかなという感じがするのですが、その辺の背景を、お話ができる範囲で構いませんので伺いたいと思います。

○須永会長

はい、お願いします。

○事務局・間淵みどり公園課みどり公園係主査

今おっしゃるとおり、先ほどの議案の解除する部分と、今回の報告事項の解除、買取申出があつた部分に関しましては、所有者が別の方になりますので、今回たまたま201号が何個もあるのですが、所有者が違うため事由も違うというふうになっております。

以上です。

○須永会長

田原委員、お願いします。

○田原委員

ありがとうございます。すみません、不勉強で。別のこともあり得るというのもよく分かりました。故障の場合ですが、何となくこれも所有者が違うと考えればいいのか分かりませんが、192号、1ページ戻ってもらって買取申出が、故障したためということで一部なのですが、故障したらほかのところは大丈夫なのかなという心配があるのですが、どういうふうに捉えたらいいのか教えていただければと思います。

○須永会長

はい、お願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

委員がおっしゃるとおり、故障認定を受けた方がほかの農地を持っていた場合というのは、もちろんその心配がありまして、故障認定を受けて別の方がやられるという際に、代わりに農業を従事される方がそのまま全部をできないということもあるので、そういった場合は、一部分だけは生産緑地として引き継いで、故障認定を受けた方が持っている一部分だけは解除して、一部分は生産緑地として農業するというケースがございます。

○須永会長

田原委員、お願いします。

○田原委員

ありがとうございます。営農される方がいらっしゃるというふうに思っていいということでしょう

うか。

○須永会長

はい、お願ひします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

はい、おっしゃるとおりです。

○田原委員

ありがとうございます。

○須永会長

ほか、ございますか。

田辺委員、お願ひします。

○田辺委員

すみません、先ほどの宮戸2丁目の201号ですが、ここが仮に民間の方の事業者の開発とかといったときに、道路自体があるのかないのか、この取り付けの道路があるのかどうかという、そちら辺をちょっと教えていただきたいのですが。かなり低いところで、この近隣の方たちがどう受け止められるのかなということも含めて、高層なものは建てられないと思いますけれども。

○須永会長

はい、お願ひします。

○事務局・塩味都市建設部次長兼開発建築課長

宮戸公園の市道2002号線の接道している土地を含んだ一帯の土地で、開発の構想届が出ておりますので、接道は取れているというふうに理解しています。

○須永会長

はい、よろしいですか。

ほか、いかがでしょう。よろしいですか。

では、以上をもちまして、報告事項第1号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）」を終了したいと思います。

本日の内容は、以上となります。

最後、事務局から連絡事項等ありますか。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

ございません。

◎ 5 閉会

○須永会長

では、本日の議事は全てすみましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

以上をもちまして、令和7年度第4回朝霞市都市計画審議会を閉会いたします。

議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。